

八代市立幼稚園の利用者負担額(保育料)表

(月額)

階層区分		第1子	第2子	第3子
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2-1	市町村民税所得割非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0
第2-2	市町村民税所得割非課税世帯	3,000	1,500	0
第3	市町村民税所得割課税世帯	5,900	2,560	0

八代市立幼稚園の利用者負担額(保育料)を上記のとおり決定し、平成 27 年度 4 月 1 日から適用します。

平成 27 年度は国の徴収基準額表の区分に基づきながら、国の基準額より軽減して設定しました。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【留意事項】

(1) 第2-2階層から第3階層までの世帯で、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数いる場合の利用者負担額の軽減。

2番目に年齢の高い児童	半額軽減
3番目以降	無料

(2) 階層区分の認定は、4～8月までは、入園児と同居している父母および家計の主宰者の平成25年中の収入に係る市民税の課税状況に応じて階層を認定し、9月から3月までは、平成26年度中の収入に応じて、同じく階層を認定します。

なお、年度途中において課税内容や世帯構成に変更があった場合は、届出が必要です。(課税内容の変更については、さかのぼって適用されます。また、世帯構成の変更があった場合は、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更となります。)

(3) 上記利用者負担額(保育料)に給食費は含まれておりません。

【市立幼稚園利用者負担額(保育料)に関するお問合せ】

〒869-4703 八代市千丁町新牟田 1502-1

八代市教育委員会 教育政策課 学校管理係 TEL0965-30-1671